我が国港湾においては、埠頭運営をはじめとする多様な業務活動が官民により様々な形で実施されており、その運営の効率化に民の視点を取り込んだ制度として、港湾運営会社制度をはじめ、ＰＦＩに係る制度、特定埠頭に係る制度、指定管理者制度等が整備されており、地域における産業や経済の実情等の港湾を取り巻く状況を勘案しながら、これらの制度を活用し、我が国においても民間の能力を活用した港湾運営の効率化を進める。

港湾運営会社制度により港湾運営の効率化を図るため、港湾運営に係る業務を一元的に担う港湾運営会社と港湾計画の作成、臨港地区内の構築物規制等の港湾管理を行う港湾管理者との連携を確保するとともに、貨物取扱量や利用状況などの運営に係るデータや財務に関する情報等の適宜・適切な開示、港湾運営について民間のガバナンスが十分に発揮されるための民間資本の参加、組織・経営体制の整備等を進める。

なお、我が国にとって港湾は、物流を通じて我が国の社会経済を支えるとともに、災害時においては緊急輸送等を通じて国民の生命と生活を守る重要な社会基盤であることから、港湾運営会社の公共性の確保及び港湾の秩序の確立に取り組む。

2　港湾の効率的な運営を支える協働体制の構築

輸送の効率性や利便性の向上等、港湾における物流サービスの水準を向上させるため、港湾利用やサービス向上についての協議会等の設置や活用を通じて、港湾利用者のニーズを十分把握するとともに、関係者と連携して、港湾における良好な労働環境の確保に配慮しつつ、目標の設定・その達成状況の公開などを通じたＰＤＣＡプロセスの構築、荷役の効率化、荷主等のニーズへの対応力の強化及びこれらに対応するための人材の確保等に努める。

特に、国際戦略港湾においては、埠頭群の指定が２以上の港湾管理者の港湾区域にわたってなされることを踏まえ、港湾法に基づく国際戦略港湾運営効率化協議会を活用し、関係者間での緊密な連携により、港湾全体での一体的かつ効率的な運営の実現を図ることで、関係手続きの迅速化、広域からの貨物集約、基幹航路の維持・拡大等を進める。

（別表１）港湾取扱貨物量の見通し

	現状（2008年）	見通し	
		2020年	2025年
港湾取扱貨物	31億4610万フレートトン	32億4000～34億1000万フレートトン	33億5000～36億0000万フレートトン
国際海上コンテナ	２億5130万フレートトン	３億1000～３億3000万フレートトン	３億3000～３億7000万フレートトン
	1,713万ＴＥＵ	2,100～2,600万ＴＥＵ	2,200～2,900万ＴＥＵ
内貿複合一貫輸送	８億510万フレートトン	９億0000～９億3000万フレートトン	９億1000～９億5000万フレートトン

（別表２）国際海上コンテナ貨物量の見通し

（単位：万ＴＥＵ）

	現状（2008年）	見通し	
		2020年	2025年
国際戦略港湾合計	1,096	1,400～1,750	1,500～2,000
京浜港	696	800～1,000	850～1,150
阪神港	400	600～750	650～850
その他	617	700～850	700～900
総合計	1,713	2,100～2,600	2,200～2,900

（別表３）地域ブロック区分

地域ブロック	該当する都道府県
北海道地域	北海道
東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
北陸地域	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県
中部地域	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県（関門港に含まれる地域を除く）
四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地域	山口県（関門港に含まれる地域に限る）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄地域	沖縄県

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の規定は、この告示の施行の日以後に定め、又は変更される港湾計画について適用し、同日前に定め、又は変更された港湾計画については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七号

那覇空港の施設に変更を加え、並びに同空港について指定した延長進入表面、円錐表面及び外側水平表面に変更を加えるので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項及び第五十六条の二第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月六日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　空港の名称及び位置　那覇空港　沖縄県那覇市

二　変更する事項（変更前の事項については、昭和五十六年運輸省告示第五百八十四号、同年運輸省告示第五百八十五号、昭和六十一年運輸省告示第六十一号、平成十四年国土交通省告示第二百七十七号及び平成二十四年国土交通省告示第千二百六十七号を参照。）

イ　標点の位置　北緯二十六度十一分三十六秒　東経百二十七度三十八分二十三秒（標高三・三メートル）

ロ　空港の範囲　第一図のうち、一点鎖線で囲まれた部分